中 小 企 業

金融のしおり

令 和 ５ 年 度

島　　根　　県

もくじ

１.島根県の融資制度 …… 1
(1) 中小企業制度融資 …… 1
(2) まち・ひと・しごと創生資金 ……15
(3) 中小企業育成振興資金 ……17
(4) 企業立地促進資金 ……19
(5) ソフト産業等立地促進資金 ……19
(6) 高度化資金貸付制度 ……21

２.(公財)しまね産業振興財団の融資制度 ……23
(1) 設備貸与制度 ……23

３.政府関係の中小企業専門金融機関の貸付制度 ……24
(1) 日本政策金融公庫（中小企業事業）……24
(2) 日本政策金融公庫（国民生活事業）……29
(3) 株式会社商工組合中央金庫 ……38

４.島根県信用保証協会の信用補完の制度 ……39

R05 島根県中小企業制度融資等一覧表

1　中小企業制度融資

資金名			資金使途	融資限度額（千円）	融資利率（年%） 責任共有	融資利率（年%） 責任共有外	期間（うち据置期間(年)）	保証料率（年%） 責任共有	保証料率（年%） 責任共有外	融資利率+保証料率（年%） 責任共有	融資利率+保証料率（年%） 責任共有外	摘要（融資対象者等）
一般	一般・小規模	一般資金	設備 運転 借換	設備80,000 運転50,000 借換80,000	1.45	1.30	設備12(1.0) 運転 7(0.5) 借換10(1.0)	0.40～1.50	0.40～1.70	1.85～2.95	1.70～3.00	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者
		小規模企業特別資金	設備 運転	20,000		1.20	10(1.0)		0.20～1.20		1.40～2.40	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者
		小規模企業育成資金	設備 運転	20,000	1.35	1.20	10(1.0)	0.20～1.05	0.20～1.20	1.55～2.40	1.40～2.40	小規模企業者（融資限度額は小規模企業特別資金との合計による）
特別	創業	創業者支援資金	設備 運転	設備50,000 運転30,000	1.25	1.10	設備12(2.0) 運転10(2.0)	0.20～1.30	0.20～1.50 （0.20～0.71）	1.45～2.55	1.30～2.60 （1.30～1.81）	新たに事業を行う者（起業・開業及び創業後5年未満） ※（ ）は創業関連保証を適用する場合
	新事業・承継	新事業展開強化資金	設備 運転	設備80,000 運転50,000	1.35	1.20	設備12(1.0) 運転10(1.0)	0.40～1.50	0.40～1.70	1.75～2.85	1.60～2.90	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者（運転のみ実施も認める）
	改善・借換	経営改善長期借換資金	運転	280,000	1.55	1.40	15(1.0)	0.40～1.50	0.40～1.70	1.95～3.05	1.80～3.10	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者
		収益力改善伴走支援型特別資金	設備 運転	100,000	1.40	1.25	10(5.0)	(1) 0.20 (2) 0.20～1.15	(1) 0.20 (2) 0.20～1.15	(1) 1.60 (2) 1.60～2.55	(1) 1.45 (2) 1.45～2.40	セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者、又は売上や利益率が5%以上減少した者（一般枠）のうち、経営行動計画を策定し、金融機関による伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者 (1) セーフティネット保証4号、5号の認定を受けている場合 (2) 売上又は利益率が5%以上減少している場合
	再生	経営改善サポート資金	設備 運転	280,000	1.65	1.50	15(5.0)	0.20	0.20	1.85	1.70	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者
		再生支援資金	運転	50,000	2.25	2.10	10(1.5)	0.20～1.30	0.20～1.50	2.45～3.55	2.30～3.60	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者
緊急	経済変動・災害	セーフティネット資金 一般枠	運転	80,000	1.35	1.20	8(1.0)	0.40～1.50	0.40～1.70	1.75～2.85	1.60～2.90	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者
		セーフティネット資金 新型コロナウイルス感染症対応枠	設備 運転	80,000	1.25	1.10	12(3.0)	0.30	0.40	1.55	1.50	新型コロナウイルス感染症の影響により、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者 ※セーフティネット保証4号については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限る。
		災害復旧資金	設備 運転	設備50,000 運転30,000	1.35	1.20	12(2.0)	0.40～1.50	0.40～1.70	1.75～2.85	1.60～2.90	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者
		経済変動等資金	その都度知事が定める									その都度知事が定める
		災害対策特別資金	その都度知事が定める									その都度知事が定める

(注)1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。(利用する保証制度により、保証料率が本表と異なる場合がある。)
2. 収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の取扱期間は令和6年3月31日保証申込分まで。
3. 経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金の取扱期間は令和6年3月31日保証承諾分まで。
4. 経営改善サポート資金の借入時の保証料率は国補助後、一律年0.2%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.8%、責任共有外年1.0%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
5. 収益力改善伴走支援型特別資金の借入時の保証料率は国補助後、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者は一律年0.2%、一般枠に該当する者は年0.2%～1.15%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者は一律年0.85%、一般枠に該当する者は年0.45%～2.2%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
6. セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の借入時の保証料率は県及び保証協会補助後、責任共有年0.3%、責任共有外年0.4%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料及び代位弁済日翌日以降の信用保証料については、県及び保証協会の補助の対象外となり、責任共有年0.4～0.6%、責任共有外年0.4～0.71%となる。

2　まち・ひと・しごと創生資金

資金名	資金使途	融資限度額（千円）	融資利率（年%） 責任共有	融資利率（年%） 責任共有外	期間（うち据置期間(年)）	保証料率（年%） 責任共有	保証料率（年%） 責任共有外	融資利率+保証料率（年%） 責任共有	融資利率+保証料率（年%） 責任共有外	摘要（融資対象者等）
まち・ひと・しごと創生資金	設備 運転	80,000 50,000	1.25	1.10	設備12(1.0) 運転 7(1.0) ※観光施設等整備枠、地域商業整備枠の中山間地域商業関連及び環境対応枠については、設備15(1.0)	0.40～1.50	0.40～1.70	1.65～2.75	1.50～2.80	県の政策を推進するため、以下の取り組みを行う者
人材投資・働き方改革等生産性向上枠										人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者
観光施設等整備枠										地域の観光振興に資する事業（市町村長の推薦が必要）に取り組む者
地域商業整備枠										地域の買物の場の整備に取り組む者
海外展開枠										事業の海外展開を検討・実施する者（ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの）
環境対応枠										環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者

3　中小企業育成振興資金

資金名	資金使途	融資限度額（千円）	融資利率（年%） 責任共有	融資利率（年%） 責任共有外	期間（うち据置期間(年)）	摘要（融資対象者等）
事業所新設等資金	土地 設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	事業所の新設等を行う者
成長企業応援資金	土地 設備 運転	土地設備 200,000 運転 80,000	0.95	0.80	15(2.0) 7(2.0)	新たな市場等での事業展開により成長を図ろうとする者
経営資産承継資金	土地 設備 運転	土地設備 200,000 運転 80,000	0.95	0.80	15(2.0) 10(2.0)	雇用の維持、技術の継承、企業の成長に資する経営資産の承継をする者

4　立地関係資金

資金名	資金使途	融資限度額（千円）	融資利率（年%） 責任共有	融資利率（年%） 責任共有外	期間（うち据置期間(年)）	摘要（融資対象者等）
企業立地促進資金	土地 設備	2,000,000	0.95	0.80	15(2.0)	製造業に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
ソフト産業等立地促進資金	土地 設備 運転	土地設備 200,000 運転 60,000	0.95	0.80	15(2.0) 7(1.0)	ソフト産業等に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人

(注)1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。
2. まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金及び立地関係資金の信用保証の要否については、取扱金融機関の定めるところによる。

１．島根県の融資制度

(1)　中小企業制度融資

（県中小企業課金融係　TEL0852-22-5882
西部県民センター商工観光部　TEL0855-29-5745）

※　県の制度融資のしくみ

県の制度融資は、信用力・担保力の不足する中小企業者に対して、信用補完制度を活用して低利・長期の資金を提供するものです。

（１）融資実行

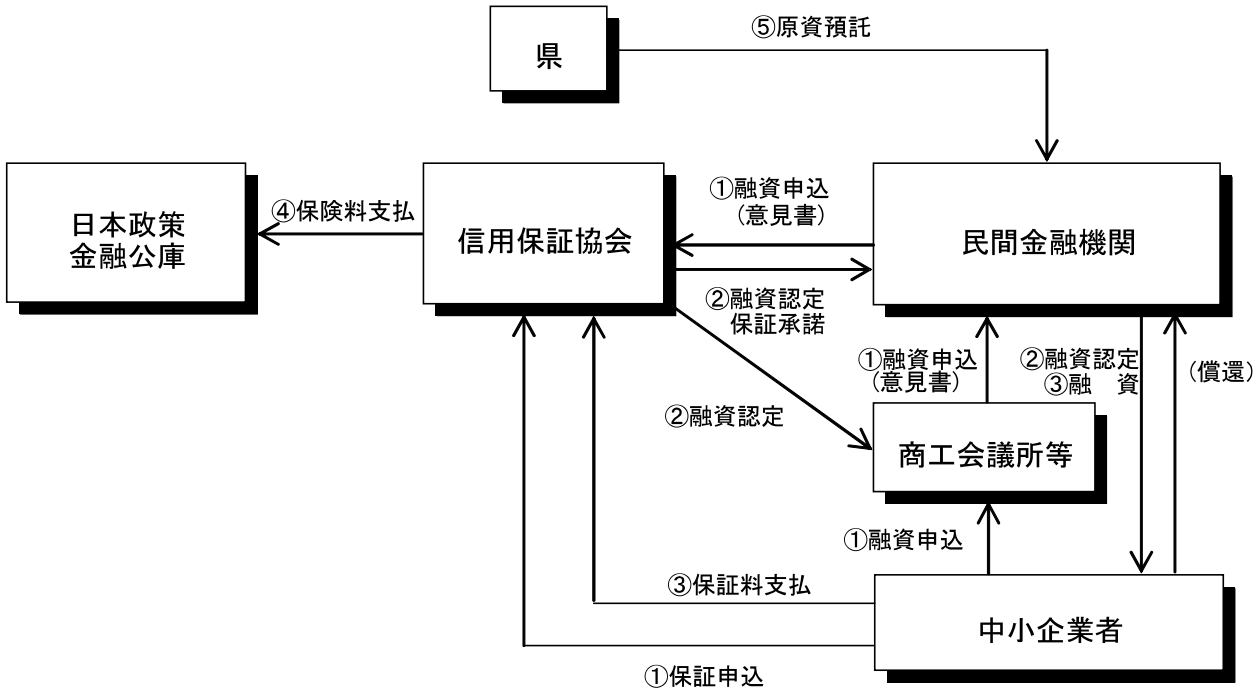

（２）中小企業者が償還不能となったとき

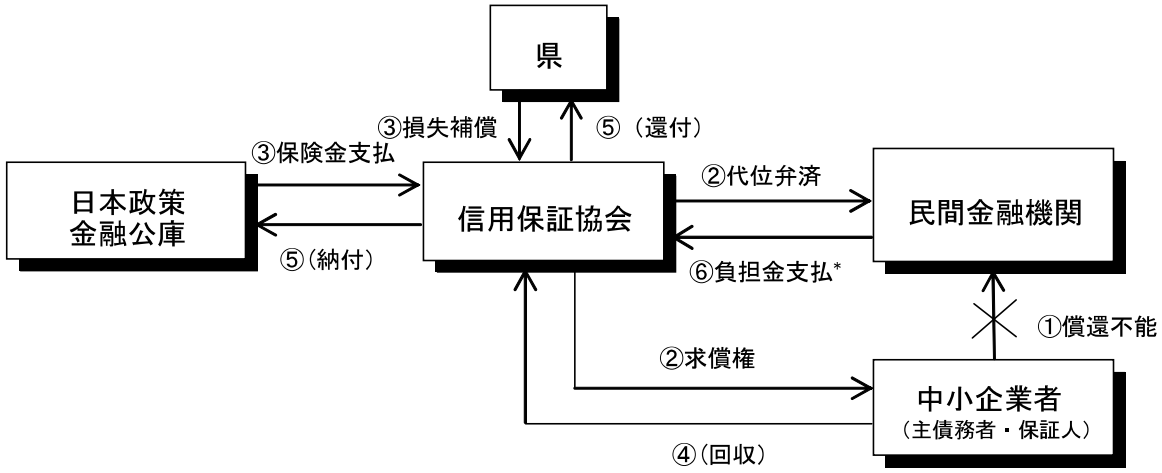

＊責任共有制度対象（負担金方式）の場合

※　融資の申込みから融資実行までの手続

１．一般資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、新事業展開強化資金、経営改善長期借換資金、収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金（一般枠)、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠)、災害復旧資金

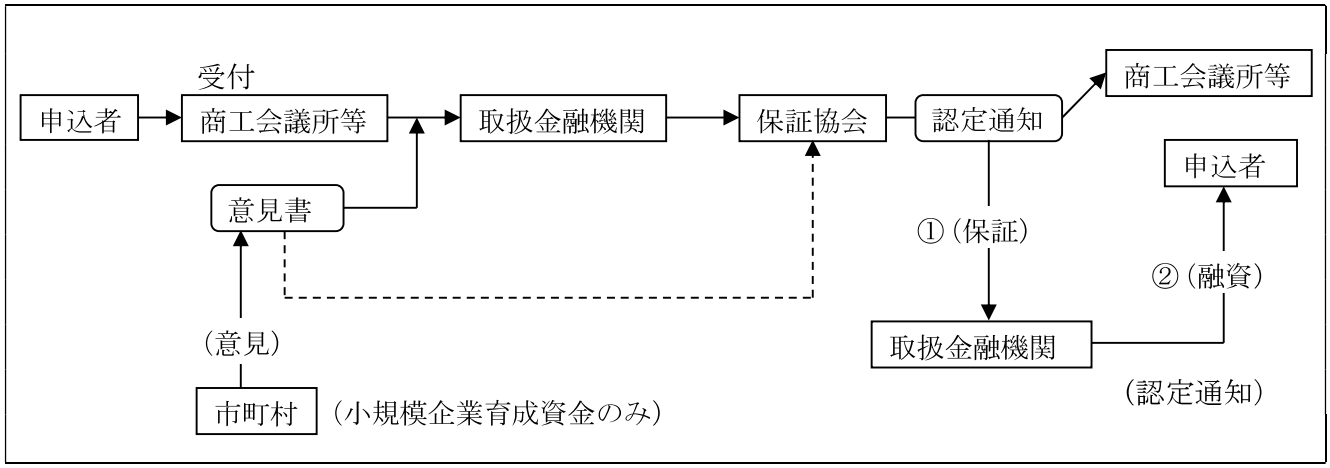

※融資期間延長制度も１と同様の手続とする。

２．小規模企業特別資金

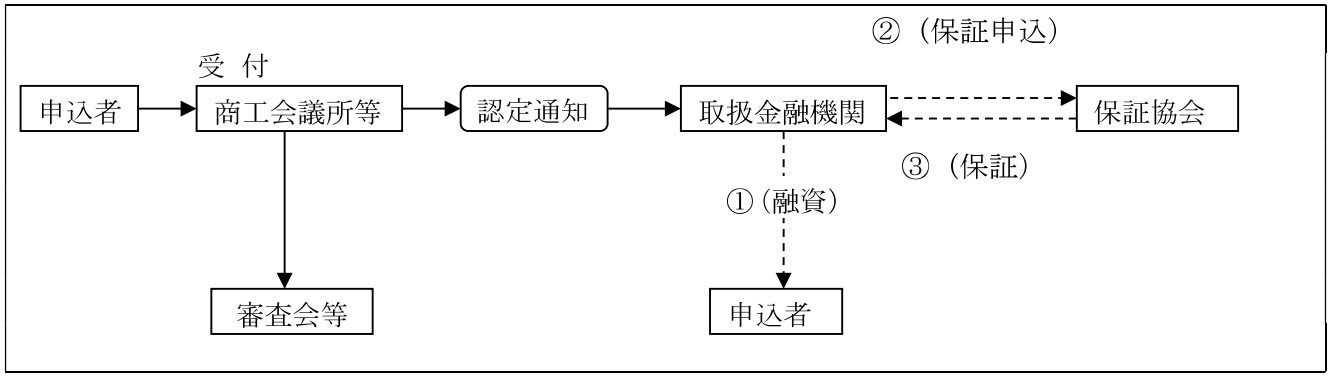

３．再生支援資金

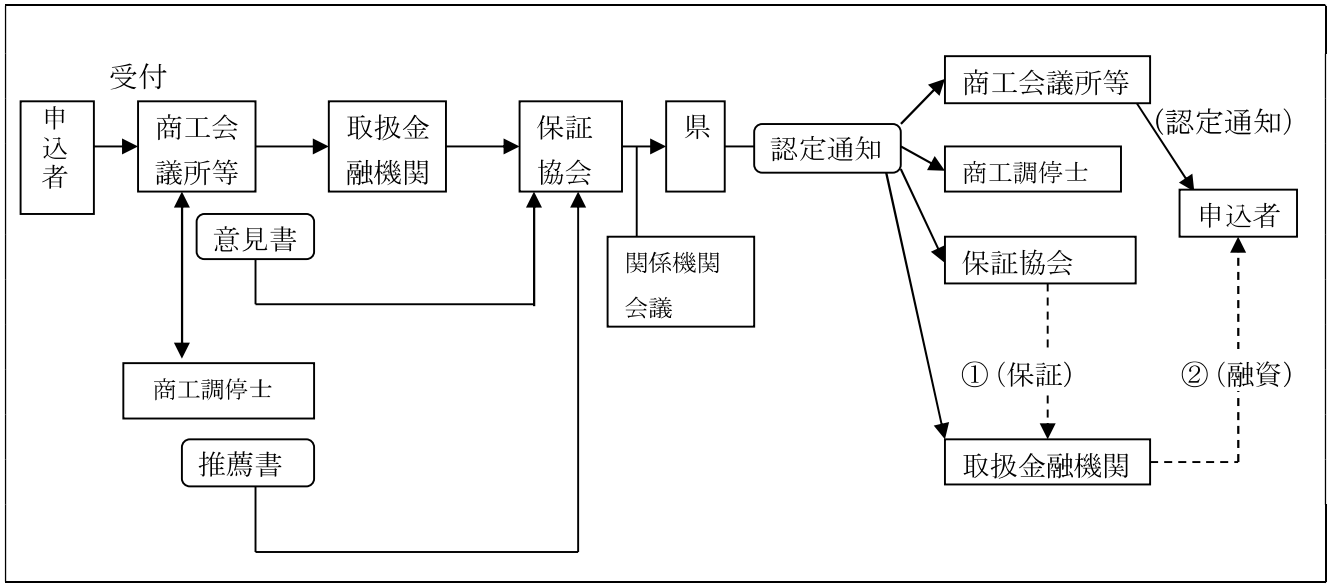

４．災害対策特別資金及び経済変動等資金
資金の制定の際定める。

※　融資対象者

中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件を備えている方が対象になります。

資　金　名	期　間	対　象　者
創業者支援資金	創業計画段階から開業後５年未満（中小特定非営利活動法人については、法人設立前の計画段階での利用は対象外）	県内において事業所を有し、融資対象業種を営んでいる方
その他の資金	開業後１年以上	

【信用保証および信用保険の対象とならない業種】

⑴ 農林漁業（一部業種は対象となる）

⑵ 金融・保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」は対象となる。）

⑶ 卸売業、小売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第２条第６項第５号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第７項第２号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）

⑷ 風俗営業飲食業（風俗営業の許可を要する場合で、かつ、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものに限る。）

⑸ サービス業中次のもの

① 物品賃貸業（風営法第２条第６項第５号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第７項第２号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）

② 宿泊業（風営法第２条第６項第４号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。）

③ 洗濯・理容・美容・浴場業中の他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（風営法第２条第６項第１号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。）

④ 娯楽業中、風営法第２条第６項第２号、第３号及び第６号に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第７項第１号に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第８項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業

⑤ その他の事業サービス業中の他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。）

⑥ 宗教、政治・経済・文化団体

⑦ 通信業中のインターネット付随サービス業（風営法第２条第８項に規定する映像送信型生風俗特殊営業に限る。）

【該当しない方】

１．県税を滞納している方

２．資本金の２分の１以上が大企業から出資されている方

３．信用保証協会が求償権を有している方

４．その他、資金調達について制度融資によることが適当でない方

※銀行取引停止処分中の方や暴力団・暴力団員の方など、信用保証協会による保証をご利用できない方は利用できません。

※　利用上の注意

共　通　事　項

中小企業制度融資の各資金の併用を認める。ただし、融資対象ごとに各資金の融資限度額（設備資金については、設備の所要金額の範囲内）を適用する。

設　備　資　金
１．融資限度額は当該施設・設備の設置に要する金額（消費税額を含む。）の範囲内とする。 ２．土地取得は対象にしない。 ３．法定耐用年数及び返済能力を参考に融資期間を定める。 ４．機械設備等の中古品で、十分な性能等を有しているものは対象とする。 ５．販売用、賃貸用及びリース用の施設・設備は対象にしない。 ６．福利厚生施設としての従業員宿舎の一戸建は対象にしない。 ７．居宅と店舗等の併用建物の対象事業費は、面積比により決定する。 ８．車輌は、業態上明らかに営業用車輌と認められるものを対象とする。ただし、登録諸費用は対象にしない。 ９．耐用年数が１年未満又は有形固定資産として登録されないものは対象にしない。 10．原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が設置する県外の施設・設備又は海外直接投資の事業に必要な設備資金の利用を認める。 11．融資の認定前の施設・設備の設置、取得は原則として認めない。 12．認定は、対象施設等の見積額により行い、取扱金融機関は契約書又は注文請書の写（自家施工の場合は、原価計算書）の提出をまって対象経費額を確認の上、融資を実行するものとする。 13．建物、機械設備等の修繕費は対象にしない。

運　転　資　金
１．県内に主たる事業所のない企業は対象にしない。ただし、独立採算をしている企業については、この限りでない。 ２．月商額の算出は、原則として直近の決算及び直近の決算以降の試算表等をもとに行う。ただし、経済的環境の変化により一時的に売上の減少を来しているが、中長期的には売上の回復等が見込まれる場合にあっては、２期前の決算をもとに算出することができる。 ３．原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が県外の施設・設備又は海外直接投資（注）の事業において必要とする運転資金の利用を認める。

（注）　海外直接投資の事業において必要とする資金とは、外国における支店等の設置又は拡張に要する資金及び出資割合が 10%以上となる海外法人への出資資金等、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第３条の７に規定する資金をいう。

新型コロナウイルス感染症関連
１．中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るもの）を受け令和４年 10 月１日以降に中小企業制度融資を申込む場合、融資を受けた者は、原則として５年間にわたり、半期に一度、金融機関に対し、経営状況等を報告することとし、金融機関は、保証協会に対し中小企業者の経営課題に対する支援の実施状況等を報告するものとする。

〈　語句の説明　〉

（１）中小企業者とは

次表の「資本金の額又は出資の総額」又は「従業員の数」のいずれかに該当する会社及び個人

業　　種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
小　　売　　業	50 百万円以下	50 人以下
卸　　売　　業	100 百万円以下	100 人以下
サ　ー　ビ　ス　業	50 百万円以下	100 人以下
旅　　館　　業	50 百万円以下	200 人以下
医　　業	―	300 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 百万円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	300 百万円以下	900 人以下
製造業・建設業・運輸業・その他業種	300 百万円以下	300 人以下

（２）組合とは

中小企業協同組合法、その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及びその連合会

（３）中小特定非営利活動法人とは

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人（卸売業及びサービス業にあっては 100 人、小売業にあっては 50 人）以下のもの

（４）小規模企業者とは

中小企業者又は中小特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業については５人）以下のもの。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。以下「政令」という。）第１条の２各号に規定する業種にあっては、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条各号に規定する数以下の会社及び個人であるもの

（５）指定再生手続開始申立等事業者とは

破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であって、負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が概ね 50,000 千円以上で、かつ、県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したもの。ただし、商工会議所会頭等により特に意見があったものについては、この限りではない。

（６）指定事業活動制限事業者とは

県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人に対する直接取引又は間接的な取引の連鎖の関係にある事業者であって、事業活動の制限を行っており、当該県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したもの

（７）指定地域とは

指定事業活動制限事業者により、当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動が重大な影響を受けているとして知事が指定した地域

別表 （第4条、第6条－第8条関係）

島 根 県 中 小 企 業

制度融資の種類	資金名	融資対象者	融資			
			資金使途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
一般融資	一般資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げる施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金若しくは借換資金を必要とするもの ⑴ 工場、店舗、倉庫等の建物の新築、増築、改築又は改装 ⑵ 事業の用に供するための既存建物の取得 ⑶ 構築物、機械、装置等の新設、増設、更新又は改造	設備資金 運転資金 借換資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円 借換資金 80,000,000円	年1.45パーセント	年1.30パーセント
	小規模企業特別資金	小規模企業者（中小企業者又は医業を主たる事業とする中小特定非営利活動法人であって、信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額との合計が20,000,000円以内となるものに限る。）であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	設備資金 運転資金	20,000,000円 ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）がある場合は、それとの合計額が20,000,000円に達するまでの額	－	年1.20パーセント
	小規模企業育成資金	小規模企業者であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	設備資金 運転資金	20,000,000円 ただし、小規模企業特別資金の融資残高がある場合は、それとの合計額が20,000,000円に達するまでの額	年1.35パーセント	年1.20パーセント

制 度 融 資 一 覧

条件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 （保証料率）		
設備資金 12年以内 運転資金 7年以内 借換資金 10年以内	設備資金 1年以内据置き 元金均等月賦 運転資金 6箇月以内据置き 元金均等月賦 借換資金 1年以内据置き 元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 （年0.4パーセント以上 1.7パーセント以下）	商工会議所 商工会 島根県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。） 島根県商工会連合会（以下「商工会連合会」という。） 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）	普通銀行 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。） 信用金庫 信用協同組合 （以下「信用組合」という。） 農業協同組合 （以下「JAしまね」という。） 漁業協同組合JFしまね（以下「JFしまね」という。）
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	原則として不要	要 （年0.2パーセント以上 1.2パーセント以下）	商工会議所 商工会	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	原則として不要ただし、保証協会における既融資残高との合計が30,000,000円を超える場合は取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 （年0.2パーセント以上 1.2パーセント以下）	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね

制度の種類	資金名	融資対象者	融資			
			資金使途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
特別融資	創業者支援資金	次の対象者のいずれかに該当し、創業のための資金を必要とするもの ⑴ 新たに事業を開始する計画を有する個人 ⑵ 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人 ⑶ 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する中小企業者である会社 ⑷ 事業実績が少ない等の理由により実質的に⑴から⑶までに掲げる者に準ずるものとみなされる中小企業者、組合若しくは中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円 ただし、融資対象者の欄⑴及び⑵に掲げる者については、設備資金と運転資金との合計額として、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第129条第1項に規定する創業関連保証（同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係わるものを含む。以下「創業関連保証」という。）の保証限度額とする。	年1.25パーセント	年1.10パーセント
	新事業展開強化資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの ⑴ 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 ⑵ 県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業のうち別に定める要件に該当するもの ⑶ 技術又は事業の新規性が認められる事業 ⑷ 収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業 ⑸ その他知事が特に認めた事業	設備資金 運転資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円	年1.35パーセント	年1.20パーセント

「融資対象者」欄の⑴から⑶及び⑸に該当する内容は概ね次のとおり（詳細は規定集の審査運用

⑴に該当する「法律等」	⑵に関連する内容
(ｱ)下請中小企業振興法 (ｲ)中小企業等経営強化法 (ｳ)産業競争力強化法 (ｴ)中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (ｵ)中小企業地域資源活用促進法 (ｶ)従前特別目的資金等により対象となっていた法律	企業変革に向けての新商品又は新技術の研究開発

条件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 （保証料率）		
設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 （年0.2%以上 1.5%以下）	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 （年0.4%以上 1.7%以下）	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね

基準を御参照ください。）

⑶に関連する新規性	⑸に該当するもの
㋐他で利用されていない知的所有権 ㋑補助金の交付を受けて開発した技術 ㋒公的試験研究機関等が確認 ㋓公的試験研究機関等の技術移転等 ㋔保証協会の新事業認定審査会の認定	㋐ISOの取得に取り組む事業（ISO14001を除く。） ㋑HACCPの導入に取り組む事業 ㋒経営革新計画を策定して実施する事業 ㋓その他必要と認められるもの

制度融資の種類	資金名	融資対象者	融資			
			資金使途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
特別融資	経営改善長期借換資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの ⑴ 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営の改善に係る計画を作成していること。 ⑵ 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。 ⑶ 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	280,000,000円	年1.55パーセント	年1.40パーセント
	収益力改善伴走支援型特別資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、作成した経営行動計画に従って金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むもの ⑴ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第5項の規定による認定（同項第4号に該当する者に限る。）を受けていること。 ⑵ 保険法第2条第5項の規定による認定（同項第5号に該当する者に限る。）を受けていること。 ⑶ 売上高又は利益率が前年に比べ5パーセント以上減少していること。	設備資金 運転資金	100,000,000円	年1.40パーセント	年1.25パーセント
	経営改善サポート資金	中小企業者又は組合であって、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.65パーセント	年1.50パーセント
	再生支援資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、市中金融機関からの一般の融資を受けることは困難であるが、次の要件の全てに該当し、再生のための資金を必要とするもの ⑴ 再生の見込みのある企業として、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けていること。 ⑵ 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	50,000,000円	年2.25パーセント	年2.10パーセント

条件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)		
15年以内	1年以内据置き原則として元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4%以上1.7%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
10年以内	5年以内据置き元金均等月賦ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括償還の方法によることができる。	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (融資対象者の欄(1)及び(2)に該当する者にあっては年0.85%(借入時については一律年0.2%)、同欄(3)に該当する者にあっては年0.45%以上2.2%以下(借入時については年0.2%以上1.15%以下))	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
15年以内	5年以内据置き元金均等月賦ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括償還の方法によることができる。	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (責任共有の場合にあっては年0.8%、責任共有外の場合にあっては年1.0%(借入時については一律年0.2%))	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
10年以内	1年6箇月以内据置き元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.2%以上1.5%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね

制度融資の種類	資金名	融資対象者	融資			
			資金使途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
緊急融資	セーフティネット資金（一般枠）	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの ⑴ 指定再生手続開始申立等事業者に対する債権（売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）又は前渡金に係る返還請求権をいう。）の回収に困難を来しているもの ⑵ 指定事業活動制限事業者との直接取引又は間接取引の連鎖の関係にあり、売上高等の減少しているもの ⑶ 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、指定事業活動制限事業者の影響により、売上高等の減少しているもの ⑷ その他、保険法第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの	運転資金	80,000,000円	年1.35パーセント	年1.20パーセント
急融資	セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの ⑴ 保険法第2条第5項の規定による認定（同項第4号に該当する者であって、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者 ⑵ 保険法第2条第5項の規定による認定を受けた者（同項第5号に該当する者に限る。）	設備資金 運転資金	80,000,000円	年1.25パーセント	年1.10パーセント
	災害復旧資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの ⑴ 災害により、直接被害を受けたもの ⑵ 災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けたもの	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円	年1.35パーセント	年1.20パーセント
	災害対策特別資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次のいずれかの災害により早急な金融対策が必要と知事が認めたもの ⑴ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の適用を受けた災害 ⑵ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害 ⑶ その他知事が認めた災害	その都度知事が別に定めるところによる。			
	経済変動等資金	経済環境の著しい変動等により県内中小企業の経営の安定に著しい支障を来すおそれがあり、早急な金融対策が必要と知事が認めたもの	その都度知事が別に定めるところによる。			

条件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 （保証料率）		
8年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 （年0.4パーセント以上1.7パーセント以下）	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
12年以内	3年以内据置き 元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 （年0.4パーセント以上0.71パーセント以下（借入時については、責任共有の場合にあっては年0.3パーセント、責任共有外の場合にあっては年0.4パーセント））	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
12年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人　取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人　原則として不要	原則として不要	要 （年0.4パーセント以上1.7パーセント以下）	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
						普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
						普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね

注1　経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金の取扱期間は令和6年3月31日保証承諾分までとし、収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金及びセーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の取扱期間は令和6年3月31日保証申込分までとする。

2　保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。

⑴　法人の場合にあっては、必要に応じて次のいずれかに該当する者

ア　代表者又は組合役員

イ　実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は代表者の配偶者（当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）

ウ　代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者

エ　積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者

⑵　個人の場合にあっては、必要に応じて次のいずれかに該当する者

ア　実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）

イ　経営者本人に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者

ウ　積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者

3　次の各号に定める保証の対象となる融資については、責任共有制度の対象外となるため「責任共有外利率」を適用し、これ以外の融資については責任共有制度の対象となるため「責任共有利率」を適用するものとする。（小規模企業特別資金を除く。）

⑴　保険法第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証

⑵　保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。）

⑶　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証

⑷　創業関連保証

⑸　保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証

⑹　信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証

⑺　破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証

⑻　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証

⑼　経営力強化保証制度要綱（20120918中庁第1号）に規定する経営力強化保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100パーセントの保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）

⑽　事業再生計画実施関連保証制度要綱（20140114中庁第2号）に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100パーセントの保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）

⑾　保険法第15条に規定する危機関連保証

4　小規模企業特別資金は、国の全国統一の保証制度である「小口零細企業保証制度」の対象であることから責任共有制度の対象外となる。

5　保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものである。

6　国の全国統一の保証制度である伴走支援型特別保証制度（伴走支援型特別保証制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「伴走支援型特別保証制度」という。）に係る保証は、収益力改善伴走支援型特別資金についてのみ適用する。

7　国の全国統一の保証制度である事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」という。）に係る保証は、経営改善サポート資金についてのみ適用する。

8　収益力改善伴走支援型特別資金及び経営改善サポート資金について、経営者保証免除対応を適用する場合においては、保証料率に年0.2パーセントを上乗せする。ただし、借入時の保証料率については、上乗せしない。

(2) まち・ひと・しごと創生資金

（県中小企業課金融係　℡0852-22-5883
西部県民センター商工観光部　℡0855-29-5745）

当資金は、産業振興と雇用の創出を推進するため、県内企業が特別の目的に利用される資金をメニュー化し、金融機関の協調を得て融資する制度です。

融資対象 (詳しくは、次のページをご覧ください)	メニュー内容	
	人材投資・働き方改革等生産性向上枠	人材投資等を中心としてＩＴ技術の導入や従業員の労働環境・子育て支援等の整備など働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行うもの
	観光施設等整備枠	地域の観光振興に資する事業に取り組むもの
	地域商業等整備枠	地域の買物の場の整備に取り組むもの
	海外展開枠	事業の海外展開を検討・実施するもの
	環境対応枠	環境保全のための施設・整備の設置、改善等を行うもの
資金使途	設備資金 運転資金	
融資限度	設備資金　８，０００万円 運転資金　５，０００万円	
融資利率	年１．２５％（責任共有制度対象） 年１．１０％（責任共有制度対象外・中小企業者以外）	
融資期間	設備資金　１２年以内 （※観光施設等整備枠、地域商業等整備枠の中山間地域商業関連、環境対応枠は15年以内） 運転資金　７年以内	
償還方法	１年以内据置き・元金均等月賦	
保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。	
担保の要否	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。	
信用保証の要否	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。	
保証料率	年0.40～1.50％（責任共有制度対象）　・　年0.40～1.70％（責任共有制度対象外）	
申込先	商工会議所、商工会、商工会連合会、中央会、産業振興財団 （※環境対応枠の中小企業者以外の申込先は取扱金融機関）	
取扱金融機関	普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、ＪＡしまね、ＪＦしまね	

融 資 対 象 事 業 一 覧

ﾒﾆｭｰ	融資対象者	融資対象事業
人材投資・働き方改革等生産性向上枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費の要件のいずれかに該当する事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 ⑴ 従業員の人材育成等を中心としてＩＴ技術の導入などにより生産性向上に取り組む事業 ⑵ 従業員の労働環境の整備のための事業 ⑶ 子育て支援のための施設・設備の整備のための事業 ⑷ しまね子育て応援企業認定要綱に基づく認定を受けているものが実施する事業 ⑸ しまね障がい者就労応援企業認定要綱に基づく認定を受けているものが実施する事業 ⑹ 市町村が定める消防団協力事業所表示制度に係る実施要綱に基づく消防団協力事業所の認定を受けているものが実施する事業 ⑺ しまね女性の活躍応援企業登録要綱に基づく登録を受けているものが実施する事業 ⑻ その他知事が特に認めた事業
観光施設等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費の要件に該当する事業を行うため資金を必要とするもの	観光施設の整備等の事業（しまね観光立県条例平成20年島根県条例第28号）の趣旨を踏まえ、市町村の地域振興計画、観光振興計画等に位置付けられる事業であって、地域の観光振興に資するものとして市町村長が推薦するものに限る。）に要する経費
地域商業等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、融資対象事業費に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 ⑴ 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 ⑵ 県の中長期的な施策に関連する事業で中山間地域商業に関連する事業のうち別に定める要件に該当する事業 ⑶ その他知事が特に認めた事業
海外展開枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、海外販路の開拓や海外向け新製品の開発等、融資対象事業費に掲げるいずれかの事業に取り組み、将来にわたり県内事業所の事業規模又は雇用の維持・拡大を目指すため資金を必要とするもの（県内事業所の全てを廃止する場合を除く。）	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 ⑴ 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業 ⑵ 出資割合が10％以上となる場合における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に係る経費 ⑶ 出資割合が10％以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付に係る経費 ⑷ 海外直接投資の事業実施に必要な調査に係る事業 ⑸ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育に係る事業 ⑹ 海外見本市又は商談会への参加に係る事業 ⑺ 直接輸出入に係る事業
環境対応枠	企業又は組合であって、融資対象事業費に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 ⑴ 公害を防止するために必要な施設・設備の設置又は改善に係る事業 ⑵ 石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善(石綿の使用状況の調査、石綿の除去、封じ込め等適切な工法による措置、剥ぎ取った石綿の処分等)に係る事業 ⑶ 産業廃棄物処理施設・設備の設置又は改善に係る事業 ⑷ 産業廃棄物の再生利用、再資源化のための施設・設備の設置又は改善に係る事業 ⑸ ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理（運搬を含む。）及び対象設備の買換えに係る事業 ⑹ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に定められた特定物質(以下「特定物質」という。)から代替物質への転換施設・設備、特定物質回収施設・設備及び特定物質破壊施設・設備の設置又は改善に係る事業 ⑺ 従来の設備よりも資源及びエネルギーの消費量を5パーセント以上節減する設備の設置に係る事業 ⑻ 自然エネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業 ⑼ リサイクルエネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業 ⑽ 事業の用に供する低公害車を購入する経費又は低公害車用燃料供給施設・設備の設置又は改善に係る事業 ⑾ 環境管理システム(ISO14001)の認証を取得するための施設・設備の設置又は改善及び審査登録に係る事業 ⑿ 製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地と認める区域へ工場の全面移転を行うのに必要な移転先の用地の取得及び移転先の施設・設備の設置に係る事業 ⒀ 工場等企業施設周辺の景観保持のために必要な緑地、囲障等の設置又は改善に係る事業

(3)　中小企業育成振興資金

（県中小企業課金融係　℡0852-22-5883）

融資対象者

(1)事業所新設等資金・(2)成長企業応援資金	(3)経営資産承継資金
・県内で１年以上継続して同一業種を営む中小企業者（県内において事業を営んでいた中小企業者が資本の２分の１を出資して新たに設立した法人による事業である場合は、その出資を行った中小企業者が事業を営んでいた期間と通算して１年以上。） ・地方税を滞納していないこと ・資本金の２分の１以上が大企業者から出資されていない者であること	・地方税を滞納していないこと ・資本金の２分の１以上が大企業者から出資されていない者であること ・金融機関及び取引先の支援が受けられること ・商工会又は商工会議所その他の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること

※ソフト産業等とは、次に掲げる業種をいう。
ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、物流センター、テレワークセンター、研修所等の人材育成施設、知的財産活用事務所、その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

融資					
資金使途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法
		責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	(1)２億円。ただし投下固定資本の合計額の３分の２以内 (2)(3)２億円	年 0.95 パーセント	年 0.80 パーセント	15 年以内	２年以内据置き 元金均等月賦
運転資金 ((2)(3)の資金のみ)	8,000 万円	年 0.95 パーセント	年 0.80 パーセント	(2)：7 年以内 (3)：10 年以内	２年以内据置き 元金均等月賦

融資要件

(1) 事業所新設等資金	(2)成長企業応援資金	(3)経営資産承継資金
県内に製造業、※ソフト産業等又は知事が特に必要と認める事業に係る事業所の新設等を行うこと イ　次に掲げるいずれかの地区へ立地すること (1)　工場立地法に定める工場適地 (2)　都市計画法に定める準工業地域、工業地域又は工業専用地域 (3)　農村地域工業等導入促進法に定める工業等導入地区 (4)　土地開発公社等が造成した地域 (5)　市町村長が特に認めた地域 ロ　事業所の新設等に要する投下固定資本の合計額が 5,000 万円(ソフト産業等は 3,000 万円)以上であること ハ　事業所の新設等に伴い操業開始後１年以内に新たに３人以上の常用従業員を雇用する計画を有すること	成長を図ろうとする企業が実施する事業であること イ　対象となる事業の例示 (1) 成長が見込まれる分野（環境関連、健康・医療・介護関連等）で展開を図る事業 (2) 独自の技術又はサービスを活かして展開を図る事業 (3) 県外又は海外の市場への進出を図る事業 ロ　次の全ての要件を満たす事業であること。 (1) 先進性・革新性が認められること (2) 企業戦略として高く評価できるものであること。 (3) 県経済又は県民生活への波及効果が特に高いと認められること。	県内において事業を営む会社又は個人（以下「被承継事業者」という）が所有する事業用資産の取得に要する経費であって次に掲げる要件のいずれかに該当するもの及び取得した事業用資産を使用して行う事業に要する経費であること。 (1) 被承継事業者が事業用資産を事業の用に供していたときの常時使用する従業員（企業の事業部門の事業用資産を取得する場合にあっては、当該事業部門の常時使用する従業員）を概ね２分の１以上雇用する計画があること (2) 被承継事業者が地域において重要な役割を担っており、当該事業を存続させるべきである旨の市町村長の意見があること

条件			申込先	取扱金融機関
保証人	担保の要否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による （信用保証の場合は、保証料率年 0.45～2.20%）	商工会議所 商工会 商工会連合会 中小企業団体中央会 産業振興財団	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 ＪＡしまね ＪＦしまね

(4)　企業立地促進資金

（県中小企業課金融係　℡0852-22-5883）

融資対象者

県内に製造業に係る事業所等の設置を行うもので、島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けた法人

融資					
資金使途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法
		責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	20 億円。ただし投下固定資本の合計額の50%以内	年0.95パーセント	年 0.80 パーセント	15 年以内	２年以内据置き元金均等月賦

(5)　ソフト産業等立地促進資金

（県中小企業課金融係　℡0852-22-5883）

融資対象者

県内にソフト産業等に係る事業所等の設置を行うもので、島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けた法人

融資					
資金使途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法
		責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	２億円。ただし投下固定資本の合計額の80%以内	年0.95パーセント	年 0.80 パーセント	15 年以内	２年以内据置き元金均等月賦
運転資金（建物等の賃借料・機械設備リース料・人件費）	6,000 万円	年0.95パーセント	年 0.80 パーセント	７年以内	１年以内据置き元金均等月賦

《島根県企業立地促進条例に基づく認定》

業種ごとに投下固定資本額、増加雇用従業員数の要件があります。（右の表参照）

認定にあたっては、このほかにも要件がありますので、詳細は県企業立地課（TEL 0852-22-5295）にお問い合わせください。

条件			申込先	取扱金融機関
保証人	担保の要否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による （信用保証の場合は、保証料率年0.45～2.20%）	取扱金融機関	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 JAしまね JFしまね

条件			申込先	取扱金融機関
保証人	担保の要否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による （信用保証の場合は、保証料率 設備 年0.45～2.20% 運転 年0.40～1.70%）	取扱金融機関	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信連 JAしまね JFしまね

資金	対象企業			条例認定の要件	
				投下固定資本額	増加雇用従業員数
企業立地促進資金	①	製造業	大企業	3億円以上	10人以上
	②		中小企業	5千万円以上	5人以上
	③		地元企業	5千万円以上	3人以上
ソフト産業等立地促進資金	④	ソフト産業		－	10人以上
	⑤	中山間地域等(新設)		－	5人以上
	⑥	IT産業【特例】	新設	－	3人以上
	⑦		増設	－	5人以上
	⑧	専門系事務職場【特例】(新設)		－	3人以上

(6)　高度化資金貸付制度

（県中小企業課管理係　℡0852-22-6204
西部県民センター商工観光部　℡0855-29-5745）

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクター又は商工会等が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金の一部を長期低利で融資します。

□対象者　中小企業又は組合もしくは第三セクター、市町村など

□貸付対象事業

（ア）中小企業者が行う事業

事業名	対象事業の内容
集団化事業	工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等、中小企業者が集団化して工場団地、卸売団地等の団地や共同施設を設置する事業
集積区域整備事業	商業、製造業等が集積する区域において、中小企業者が店舗、工場等の施設を新設・改造したり、アーケード・駐車場等を設置する事業
施設集約化事業	共同店舗、共同工場の設置等、中小企業者が施設を集約化し、経営の合理化を図る事業
共同施設事業	共同物流施設、商店街のアーケード等、中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設を設置する事業
設備リース事業	組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付きで賃貸する事業
企業合同事業	法律の規定に基づく承認等を受けた中小企業者が合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業
経営革新計画承認グループ事業	中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画に基づき承認を受けた特定事業者が、共同で開発研究・デザイン開発・財務管理等の経営の合理化を行い、経営革新を図る事業
下請振興事業計画承認グループ事業	下請中小企業振興法の認定を受けた下請事業者等が、承認計画に従って共同で下請振興事業を行うために必要な施設を整備する事業
総合効率化計画認定グループ事業	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定総合効率化計画に従って、認定中小企業者が共同で卸売団地や共同物流センターの設置など、流通業務総合効率化事業を行うために必要な施設を整備する事業

（イ）中小企業支援機関が行う事業

事業名	対象事業の内容
地域産業創造基盤整備事業	地域産業の振興を図るため、第三セクター、商工会等が技術開発センター、インキュベーターを設置・運営する事業
商店街整備等支援事業	商店街の活性化、集客力の向上を図るため、第三セクター、商工会等が多目的ホール、スポーツ施設、駐車場等のコミュニティ施設の整備とこれらの施設と併せて共同店舗を整備する事業
地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った第三セクター、商工会等が経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する事業
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等活性化整備事業を行った第三セクター、商工会等が経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する事業

※ なお、上記(ア)、(イ)の事業において、事業用施設に使用されている石綿（アスベスト）による健康被害等の防止を図るもの（アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの）についても貸付の対象となります。（貸付割合：貸付対象事業費の９０％以内、貸付利率：無利子）

□貸付条件

貸付対象施設	貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む。）するのに必要な土地、建物、構築物、設備
貸付割合	原則として貸付対象施設の整備に要する額の８０％以内
貸付期間	２０年以内（うち据置期間は３年以内）
貸付金利	０．６０ ％ ／年 ※中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子

(公財)しまね産業振興財団の融資制度

（公財）しまね産業振興財団　経営支援課　総合相談グループ
〒690－0816　松江市北陵町1番地テクノアークしまね　　TEL ０８５２－６０－５１１３
（公財）しまね産業振興財団　石見事務所
〒697－0034　浜田市相生町1391番地8　石見産業支援センター TEL ０８５５－２４－９３０１

(1)設備貸与制度

制度	一般枠	特別枠
対象者	県内に事業所を有する以下の中小企業者および創業者 （ 製造業 ・ その他の業種 ）　従業員300人以下、又は資本金３億円以下 （ 卸売業 ）　従業員100人以下、又は資本金１億円以下 （ 小売業 ）　従業員50人以下、又は資本金5,000万円以下 （ サービス業 ）　従業員100人以下、又は資本金5,000万円以下	
	＊ただし、原則以下の要件を満たしていることとします。 ・銀行その他の金融機関（日本公庫国民生活事業・信用金庫・信用組合を除く）からの借入残高が７．２億円以下であること ・最近３事業年度の経常利益の平均が１．２億円以下であること ・発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額の１/２以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有していないこと	
対象業種	概ね全業種 ＊風俗営業法に規定する性風俗特殊営業に該当する業種および公序良俗の観点から適当でないと認められる業種は対象となりません。	
対象設備	県内に設置する設備で、経営基盤強化、経営革新又は公害防止に必要な設備 ＊土地・建物は、設備貸与制度の対象となりません。 ＊設備であっても、県外設置や申込者の管理下にない状態で使用されるものは 対象となりません。 ＊設備導入により一定の付加価値向上が見込まれる設備が対象となります。 ＊設備の事前設置は対象となりません。 ＊中古設備の場合はあらかじめご相談ください。	
貸与限度額	１００万円　～　１億円　（税込設備価格）	
利　率 （割賦損料） ＊金利情勢により変更する場合があります	経営革新計画等の承認を受けていない企業 年１．７５％（固定）	経営革新計画、農商工連携事業計画、 商店街活性化事業計画等承認企業 年１．６０％（固定）
返済期間	原則７年以内　（内、元金据置期間：１年以内） 公害設備、または6,000万円を超える設備は最長１２年	
返済方法	月賦（口座振替・毎月２５日払）	
保証金	貸与決定金額の５％ ＊契約日までに納入していただきます。 ＊保証金は最終支払いから順次返済金に充当します。	
連帯保証人	法人にあっては原則代表者のみ、個人にあっては原則不要 ＊「経営者保証ガイドライン」により適宜判断します。 ＊不動産担保等は原則不要ですが、審査の結果、お願いする場合があります。	
その他	・損害保険　財団を質権者とする設備の損害保険の付保をお願いします。（保険料：申込者負担） ・固定資産税　申込者にご負担いただきます。 ・支払完了後の措置　設備の所有権を利用者に移転します。	

「設備貸与制度に係る保証金補助制度」を創設されている市町村があります。
詳細につきましては各市町村の担当窓口へお問い合せください。

（市町名）	（補助の内容）	（担当窓口）	（問い合わせ先）
安来市	保証金額の16%以内を補助（上限50万円）	安来市 やすぎ暮らし推進課　産業振興係	TEL０８５４－２３－３１０５
江津市	保証金額の1/2以内を補助（上限50万円）	江津市 商工観光課 商工振興係	TEL０８５５－５２－７４９４
吉賀町	保証金額の1/2以内を補助（上限20万円）	吉賀町　産業課	TEL０８５６－７９－２２１３

３．政府関係の中小企業専門金融機関の貸付制度

(1)　日本政策金融公庫（中小企業事業）

松江支店　松江市殿町111番地　松江センチュリービル７Ｆ　　℡　0852－21－0110　　ホームページ：https://www.jfc.go.jp/

（融資条件等は令和５年４月１日現在のものです。最新のものについては、ホームページをご参照ください。）

特別貸付

融資の種類	融資対象者	資金使途（注３）	融資条件					申込先
			融資限度額		融資利率	融資期間	備　　考	
			直接貸付	代理貸付				
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1) または (2) のいずれかに当てはまる方であって、かつ、(3) に当てはまる方 (1) 最近１ ヵ月間の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前５年のいずれかの年の同期に比し５％以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること（注１） (2) 債務負担が重くなっていること（注２） (3) 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること （注１） 業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合等は、最近１ヵ月間の売上高または過去６ ヵ月（最近 １ ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５％以上減少していることをいいます。 ① 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高 ② 令和元年 12 月の売上高 ③ 令和元年 10 月～ 12 月の平均売上高 （注２）一定の要件を満たす必要があります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金 （注３）長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	６億円（注４） （注４） 組合については18億円	―――	基準利率 ただし、４億円を限度として融資後３年目までは 基準利率－0.9%、 ４年目以降は基準利率	20年以内 うち据置 ５年以内	■本制度は、無担保・無保証人となります。	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業

融資の種類	融資対象者	資金使途（注１）	融資条件					申込先
			融資限度額		融資利率（注２）	融資期間	備　　考	
			直接貸付	代理貸付				
新事業育成資金	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の（1）～（3）のすべてに当てはまる方 （1）　新たな事業が事業化されておおむね７年以内の方 （2）次のいずれかに当てはまる方 イ　公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方 ロ　他企業に利用されていない知的財産権や科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に定める指定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う方など （3）公庫が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方	新たな事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 （注１）長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	7億2千万円	―――	融資対象者（２）イの方 特別利率②（上限2.5%）。 ただし、次のいずれかに当てはまる方は特別利率③（上限2.5%） ・融資対象者（２）ロの方 ・「新事業活動促進資金」の融資対象者Ａ～Ｃ、ＦおよびＧのいずれかに当てはまる 融資対象者（２）ロの方 特別利率③（上限2.5%） 特別利率②（上限2.5%） 特別利率①（上限2.5%）	設20年以内 うち据置 5年以内 運7年以内 うち据置 2年以内	■融資利率 ◆（注2）信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業

融資の種類	融資対象者	資金使途（注１）	融資条件					申込先
			融資限度額		融資利率（注２）	融資期間	備　　考	
			直接貸付	代理貸付				
海外展開・事業再編資金	次の（1）、（2）または（3）に当てはまる方 (1) 経済の構造的変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の①～③の全てに当てはまる方 ①開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。 ②本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。 ③経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の㋑～㋣のいずれかであること。 ㋑ 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること ㋺ 原材料の供給事情により、海外進出をすること ㋩ 労働力不足により、海外進出をすること ㋥ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること (2) 海外における経済の構造的変化などに適応するために次の①および②を満たす方 ①海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部または一部を、移転または廃止することを含む。）することが経営上必要であること ②本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること (3) 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方	当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む） なお、（２）の方が必要とする長期運転資金には、海外展開事業の再編のための資金およびこれに伴う債務の返済資金を含む。 （注１）長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	14億４千万円	1億2千万円	○ 融資対象者（1）の場合 基準利率（上限2.5%） ただし、次の資金についてはそれぞれ定める利率 (A) 日本と経済連携協定（ＥＰＡ）または自由貿易協定（ＦＴＡ）を発効または署名している国において海外展開事業を行う方については、4億円を限度として特別利率②（上限2.5%） (B) 次の㋑から㋥のすべてを満たす場合は、4 億円を限度として、特別利率②（上限2.5%） ㋑ 貸付後５年以内において、海外直接投資（追加投資を含む。）に係る海外展開事業の減価償却前売上高経常利益率が 5%を超えることが見込まれる方 ㋺ 貸付後５年後の国内の従業員数が減少しないことが見込まれる方 ㋩ 貸付後の海外展開事業に係る業況について、貸付後５年間、日本公庫に報告を行い、日本公庫が必要と判断した場合は、当公庫からの経営指導を受ける方 (C) 海外直接投資（追加投資を含む。）を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、４億円を限度として特別利率①（上限2.5%） (D) クール・ジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす方については、４億円を限度として、特別利率①（上限2.5%） (E) 海外展開事業（海外直接投資〔追加投資を含む。〕を除く。）を新たに行う方（開始してから 5 年以内の方を含む。）については、４億円を限度として特別利率①（上限2.5%） (F) 海外知的財産権を活用した海外展開事業（海外知的財産権の取得費用を除く。）を行う方については、４億円を限度として特別利率①（上限2.5%） ○ 融資対象者（2）の場合 基準利率（上限2.5%） ただし、４億円を限度として 特別利率①（上限2.5%） ○ 融資対象者（3）の場合 基準利率（上限2.5%）	設20年以内 うち据置 ２年以内 運７年以内 うち据置 ２年以内 海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、運 10 年以内、据置 5 年以内	■融資利率 ◆（注２）信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 ◎本資金は、外貨貸付がご利用できます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業 2.代理貸付 日本政策金融公庫の代理店

融資の種類	融資対象者	資金使途（注１）	融資条件					申込先
			融資限度額		融資利率（注２）	融資期間	備　　考	
			直接貸付	代理貸付				
事業承継・集約・活性化支援資金	⑴ 中期的な事業承継を計画し、代表者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 ⑵ 安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方 ⑶ 事業の承継・集約に伴う代表者の変更を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね５年以内の者を含む） ⑷ 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 ⑸ 事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方	⑴ に当てはまる方 事業承継計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金 ⑵に当てはまる方 事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金（事業を承継・集約される方に対する転貸資金を含む。） ⑶に当てはまる方 当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 ⑷に当てはまる方 事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金であって、中小企業経営承継円滑化法施行規則に定める資金 ⑸に当てはまる方 金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金 （注１）長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	７億２千万円	―――	⑴に当てはまる方 ４億円まで　特別利率①（上限 2.5%） ただし、認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を実施する場合（現経営者の年齢が 55 歳以上である場合に限る。）については 特別利率②（上限 2.5%） ４億円超　　基準利率（上限 2.5%） ⑵に当てはまる方 基準利率（上限 2.5%） ただし、次の要件を満たす場合は、それぞれに定める利率 (A) 以下の①～⑤のいずれかの要件を満たす場合 ４億円まで特別利率①（注３） （上限 2.5%） ４億円超　基準利率（上限 2.5%） ①付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方 ②後継者不在などにより事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方 ③株主などから自己株式又は事業用資産の取得などを行う法人の方 ④事業用資産の取得などを行う後継者（個人事業主）の方で、前個人事業主の退任などの事由が発生してから５年以内の方 ⑤事業会社の株式または事業用資産を取得する持株会社の方 (B) 認定経営革新等支援機関などの支援を受けて付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方 ４億円まで　特別利率②（上限 2.5%） ４億円超　　基準利率（上限 2.5%） (C) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件に該当し、事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方 ４億円まで　特別利率①（注４） （上限 2.5%） ４億円超　　基準利率（上限 2. 5%） ⑶に当てはまる方 ４億円まで　特別利率②（上限 2.5%） ４億円超　　基準利率（上限 2.5%） ⑷に当てはまる方 ４億円まで　特別利率①（上限 2.5%） ただし、付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は、特別利率②（上限 2.5%） ４億円超　　基準利率（上限 2.5%） ⑸に当てはまる方 基準利率（上限 2.5%）	設 20 年以内 うち据置 2 年以内 運 7 年以内 （公庫融資借換特例制度を適用する場合は8年以内） うち据置 2 年以内	■融資利率 ◆（注２）信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、ご融資の使いみちが株式等（のれん代を含む。）の場合であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ◆（注３）②に該当し小規模事業者または主要な取引先から事業を承継する方については、特別利率②（上限 2.5%） ◆（注４）小規模事業者または主要な取引先から事業を承継する方については、特別利率②（上限 2.5%） ■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業

融資の種類	融資対象者	資金使途(注1)	融資条件					申込先
			融資限度額		融資利率（注2）	融資期間	備　　考	
			直接貸付	代理貸付				
事業再生・企業再建支援資金 (企業再建、経営改善支援関連)	（1）経営改善、経営再建などに取り組む必要がある中小企業の方で、①～③のすべてに当てはまる方 ①次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方 イ．借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する方 ロ．取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当する方 ハ．過剰債務の状況に陥っている方 ニ．中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）などの関与の下で事業の再生を行う方 ホ．事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方 ヘ．第二会社方式により再生を図る方 ト．過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る方 ②相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方 ③当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑な企業再建の遂行が可能となる方 （2）次のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法に定める認定経営革新など支援機関（以下、「認定支援機関」という。）による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。 ②過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。	(1) に当てはまる方が、企業再建計画に従って企業の再建を行うために必要な設備資金および長期運転資金 (2) に当てはまる方が、経営改善計画に従って企業の再建を図る上で必要となる設備資金および長期運転資金 (注1) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。	7億2千万円	―――	（1）に当てはまる方 基準利率（上限2.5%）なお、 ①二の要件を満たす場合は2億7千万円を限度に特別利率③（上限2.5%） （2）に当てはまる方 2億7千万円まで 特別利率②（上限2.5%） 2億7千万円超 基準利率（上限2.5%）	設 20 年以内うち据置2年以内 運 15 年以内 （一定の要件を満たす場合は 20 年以内） うち据置 2年以内	■融資利率 ◆（注2）信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、融資対象者（1）①ニまたは（2）に当てはまる方であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業

※他に、スタートアップ支援資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、再挑戦支援資金、新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金、企業活力強化資金、IT活用促進資金、地域活性化・雇用促進資金、観光産業等生産性向上資金、働き方改革推進支援資金、環境・エネルギー対策資金、社会環境対応施設整備資金、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金等もありますのでお気軽にご相談ください。

(2) 日本政策金融公庫 (国民生活事業)

松江支店　国民生活事業　松江市殿町 111　センチュリービル2F　　TEL　0570-075025(ナビダイヤル)
浜田支店　国民生活事業　浜田市殿町 82-7　　TEL　0570-075878(ナビダイヤル)

(融資条件等は令和5年4月1日現在のものです。)
最新のものについてはホームページをご参照ください。

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				申込先
			融資限度額	利率(年)	ご返済期間 据置期間	担保・保証人	
一般貸付	事業を営む方	設備資金・運転資金	4,800万円以内	基準利率 お近いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。	設10年以内(うち据置期間1年以内) 運5年以内【特に必要な場合7年以内】(うち据置期間1年以内)	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	1. 直接貸付 日本政策金融公庫 松江支店国民生活事業 浜田支店国民生活事業 2. 代理貸付 島根銀行 しまね信用金庫 島根中央信用金庫 日本海信用金庫 島根益田信用組合
特定設備資金	事業を営む方	業種・品種の転換、大型店進出などに伴う店舗・工場移転を図る設備資金	7,200万円以内		20年以内(うち据置期間2年以内)		
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている商工業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です 1　常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合5人以下)であること 2　原則として6ヵ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること 3　最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること 4　所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること 5　商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと	設備資金・運転資金	2,000万円以内	特利F	設10年以内 運7年以内 据置期間 設2年以内 運1年以内	不要	商工会議所 商工会 県商工会連合会
特別貸付	別表のとおり						

(注) 1. 金融業、投機的業、一部の遊興娯楽業等の業種の方は、ご利用になれません。
2. お使いみち、融資期間、担保の状況によって異なる利率が適用されます。
3. 各種融資制度、融資対象者、融資条件等には、取扱期間が設けられています。
4. 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。
5. 詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				申込先
			融資限度額	利率(年)	ご返済期間 据置期間	担保・保証人	
一般貸付 (生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方 ⅰ:飲食店営業、喫茶店営業、 食肉販売業、食鳥肉販売業、 氷雪販売業、理容業、美容業、 その他公衆浴場業(注1) ⅱ:クリーニング業(注2) ⅲ:興行場営業、サウナ営業 ⅳ:旅館業(注3) ⅴ:一般公衆浴場業 (注1)その他公衆浴場業の方は、東日本大震災復興特別貸付(震災直接被害関連に限ります。)および令和2年7月豪雨特別貸付(直接被害者に限ります。)に限ります。 (注2)クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります(ただし4,800万円以内)。 (注3) 旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)については、生活衛生貸付の対象外となります。	設備資金 原則として都道府県知事の「推せん書」(借入申込金額が500万円以下の場合は不要です。)が必要になります。	ⅰ:7,200万円以内 ⅱ:1億2,000万円以内 ⅲ:2億円以内 ⅳ: 4億円以内 ⅴ:3億円以内(2施設以上の場合4億8,000万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C 一般公衆浴場業の場合は特利E お近いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。	13年以内 (一般公衆浴場業は30年以内) 据置1年以内 (返済期間が7年を超える場合2年以内)	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	1. 直接貸付 日本政策金融公庫 松江支店国民生活事業 浜田支店国民生活事業 2. 代理貸付 山陰合同銀行 島根銀行 しまね信用金庫 島根中央信用金庫 日本海信用金庫
振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方 ⅰ:飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業 ⅱ:クリーニング業 ⅲ:興行場営業、旅館業(注1) ⅳ:一般公衆浴場業 (注1) 旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)については、生活衛生貸付の対象外となります。	設備資金 運転資金 振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。	設備資金 ⅰ:1億5,000万円以内 ⅱ:3億円以内 ⅲ:7億2,000万円以内 ⅳ:1億5,000万円以内 (一般貸付とは別枠) 運転資金 全業種: 5,700万円以内	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利J お近いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。	設20年以内(注) (注) 訪日外国人旅行者(インバウンド)対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内。 運7年以内 据置期間 設2年以内 運2年以内		生活衛生同業組合
生活衛生改善貸付	生活衛生同業組合の経営特別相談員または生活衛生営業指導センターの経営指導員が行う経営指導を受けており、お使いみちに係る業種と同じ生活衛生同業組合の長(組合が設立されていない業種にあっては、生活衛生営業指導センターの長)の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です 1 営業許可等を受けている生活衛生関係営業者であること 2 常時使用する従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の会社または個人であること 3 原則として6ヵ月以上、生活衛生同業組合等の経営指導を受けていること 4 最近1年以上、同一地区で同一事業を営んでいること 5 所得税、法人税、事業税および都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則として完納していること	設備資金 運転資金	2,000万円以内	特利F	設10年以内 運7年以内 据置期間 設2年以内 運1年以内	不要	生活衛生同業組合

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件			
			融資限度額	利率（年）	ご返済期間 据置期間	担保・保証人
新創業融資制度	次のすべての要件に該当する方 1 「対象者の要件」 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方（注1） 2 「自己資金の要件」（注2） 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金（事業に使用される予定の資金をいいます。）を確認できる方 ただし、「お勤めの経験がある企業と同じ業種の事業を始める方」、「創業塾や創業セミナーなど（産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業）を受けて事業を始める方」、「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」などに該当する場合は、本要件を満たすものとします。	事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金	3，000万円 （うち、運転資金 1，500万円）	融資制度に定める利率	各融資制度に定めるご返済期間以内	原則不要 ※ 原則、無担保無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなっております。 法人のお客さまがご希望される場合は、代表者が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1％低減されます。
創業支援貸付利率特例制度	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方（注） （注） 一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、支店の窓口までお問い合せください。	事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金	**各融資制度に定める融資限度額**	各融資制度に定める利率−0.65％ ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率−0.9％	**各融資制度に定めるご返済期間以内**	**お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。**
担保を不要とする融資	・税務申告を2期以上行っている方	設備資金・運転資金	4，800万円	融資制度に定める利率	各融資制度に定めるご返済期間以内	担 保： 無担保 保証人： 法人営業の方 … 代表者の方のみ 個人営業の方 … 不要 （注）次の方などには保証をお願いする場合があります。 ・ 実質的な経営者である方 ・ 事業承継を予定している方
設備資金貸付利率特例制度（全国版）	**次の融資制度で設備資金をご利用される方であって、5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資を行う方** **(1)一般貸付** **(2)特別貸付（挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）、海外展開・事業再編資金、企業再生貸付の一部および新規開業資金の一部を除く。）** **(3)マル経融資（小規模事業者経営改善資金）** **(4)生活衛生貸付（生活衛生改善貸付を含む。）**	**設備資金**	各融資制度に定める融資限度額	**各融資制度に定める利率ー0.5%（ご融資日から2年間）** **（※）利率の下限は0.3%**	**各融資制度に定めるご返済期間以内**	**お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。**
挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）	新たな事業を始める方、事業開始後間もない方、海外展開、事業再生等に取り組む方	設備資金・運転資金	7,200万円（別枠）	ご融資後1年ごとに、直近の業績に応じて、ご返済期間ごとに次の2区分の利率が適用されます。	5年1ヵ月以上20年以内	不要
経営者保証免除特例制度	経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方（注） （注）審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もございます。 （※詳しくはホームページをご参照ください。）	設備資金・運転資金	融資制度に定める融資限度以内	融資制度に定める利率に0．2％上乗せ（注1、2） （注1）事業承継・集約・活性化支援資金（企業活力強化貸付）もしくは生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を適用してご融資を受けられる方、十分な物的担保を提供される場合は上乗せはありません。 （注2）「新規開業後おおむね5年以内の技術・ノウハウ等に新規性等がみられる方」の上乗せ利率は0.1%となります。	各融資制度に定めるご返済期間以内	経営者の保証が免除 担保提供の有無は、申し込みの際選択いただけます。

特別貸付（令和5年4月１日現在）

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率（年）	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
新型コロナウイルス感染症特別貸付		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の１または２のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 １　次のいずれかに該当する方 （１）最近１ヵ月間の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高が前５年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している方 （２）業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合等は、最近１ヵ月間の売上高または過去６ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ① 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月までの平均売上高 ２　債務負担が重くなっている方（注１） （注１）一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金	8,000万円（別枠）	基準利率（災害）ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率（災害）−0.9%、4年目以降は基準利率	20年以内	5年以内	担保：無担保 保証：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）		新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人または個人企業の方であって、次のいずれかに該当する方 １．Ｊ−Ｓｔａｒｔｕｐプログラムに選定された方または中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受けた方 ２．中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます。）の関与のもとで事業の再生を行う方または中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う方 ３．上記１および２に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方	事業を行うために必要な設備資金および運転資金	7,200万円（別枠）	ご融資後3年間は0.50% ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。	・5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか ・期限一括返済（利息は毎月払）	期限一括返済	無担保

特別貸付（令和5年4月1日現在）

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率（年）	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
新企業育成貸付	新規開業資金	・新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方 ・女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、中小会計を適用する方など	新たに事業を始めるためまたは事業開始後に必要とする資金	7，200万円 （運転資金は 4，800万円）	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利D	20年以内 （運転資金は7年以内）	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	新事業活動促進資金	経営革新計画の承認を受けた方、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）を図る方または第二創業後おおむね5年以内の方など新事業活動に取り組む方	当該事業を行うために必要な資金	7，200万円 （運転資金は 4，800万円）	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利P	20年以内 （運転資金は7年以内）	2年以内	
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化などにより、次の1に該当し、かつ、2の要件を満たす方 1　次の（1）から（8）までのいずれかの経営状況になっていること （1）最近の決算期における売上高が前期または前々期に比べ5％以上減少していること （2）最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べ5％以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること （3）最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化していること （4）最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化していること （5）社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していることまたは来すおそれのあること （6）最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じていること （7）前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有していること （8）前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上であること	設備資金：社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要とする設備資金 運転資金：経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金	4，800万円	基準利率 ただし、[ご利用いただける方]の（5）に該当する方のうち、原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5％以上減少している方は、特利Q。	15年以内 （運転資金は8年以内）	3年以内	

特別貸付（令和5年4月1日現在）

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率（年）	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
セーフティネット貸付	取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方 1　倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方 2　倒産した企業に対する取引依存度が20％以上である方 3　倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方 4　倒産した企業の債務を保証している方 5　倒産した企業の設置する商業施設などに入居している方であって、倒産の影響を受けている方、または影響を受けるおそれのある方 6　倒産した企業から受注した商品や役務などが、倒産の影響により取り消された方	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要となる運転資金および取引企業などの倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要となる運転資金	別枠 3，000万円	基準利率	8年以内	3年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業活力強化貸付	海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ、次の1～3の全てに該当する方 1 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること 2 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること 3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の（1）～（4）のいずれかに該当すること （1）取引先の海外進出に伴い、海外展開すること （2）原材料の供給事情により、海外進出すること （3）労働力不足により、海外進出すること （4）国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること	当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む（※）。） （※）転貸資金の詳細な取扱いについては、お近くの支店へお問い合わせください。	7，200万円 （運転資金は4，800万円）	基準利率 特利A 特利B	20年以内 （運転資金は7年以内） ただし、海外企業への転貸資金であって、進出国の資本規制により事業者が転貸資金を長期間にわたり回収できない場合その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、以下のご返済期間が適用されます。 設備資金　20年以内 運転資金　10年以内	2年以内 ただし、海外企業への転貸資金であって、進出国の資本規制により事業者が転貸資金を長期間にわたり回収できない場合その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、以下のご返済期間が適用されます。 設備資金　据置期間5年以内 運転資金　据置期間5年以内	

特別貸付（令和5年4月1日現在）

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率（年）	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
企業活力強化貸付	観光産業等生産性向上資金	卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を営む方等であって、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方（注）新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象とはなりません。	事業計画を実施するために必要な設備資金および運転資金	7，200万円 （運転資金は4，800万円）	特利A	20年以内 （運転資金は7年以内）	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	1　商業振興関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業（注1）を営む方 2　支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方 3　キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方 4　取引環境改善関連 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方 5　パートナーシップ構築宣言関連 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方（注2） （注1）中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。 （注2）「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/index.html）において、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。	1「ご利用いただける方」の1に該当する方が、次のいずれかを行うために必要な設備資金および運転資金（ただし、(5)の資金は運転資金に限ります。） (1)合理化、共同化等を図るための設備の取得（店舗、仕入・配送・販売設備、食料品販売業等の方が導入する食品廃棄物の再利用設備など幅広い用途にご利用いただけます。） (2)セルフ・サービス店の取得 (3)ショッピングセンターへの入居 (4)新分野への進出（中心市街地関連地域（注3）で事業を営む方に限ります。） (5)販売促進、人材確保（運転資金のみ） 2「ご利用いただける方」の2に該当する方が必要とする設備資金（支払条件の改善と同時に行う生産性向上に資する資金に限ります。）および運転資金 3「ご利用いただける方」の3に該当する方が、キャッシュレス決済に対応するために必要とする運転資金 4「ご利用いただける方」の4に該当する方が必要とする設備資金および運転資金 5「ご利用いただける方」の5に該当する方が、「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組みを実施するために必要とする設備資金および運転資金 （注3）中心市街地関連地域については、お近くの支店へお問い合わせください。	7，200万円 （運転資金は4，800万円）	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 （運転資金は7年以内）	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

特別貸付（令和5年4月１日現在）

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率（年）	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
企業活力強化貸付	事業承継・集約・活性化支援資金	1.中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含みます。）と共に事業承継計画を策定している方(注) 2.安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3.中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第1号イに該当する方に限ります。）の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 4.事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5.事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化・事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含みます。） （注）ご融資後おおむね7年以内に事業承継を実施することが見込まれる方	・「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 ・「ご利用いただける方」の2に当てはまる方が、事業承継・集約を行うために必要な設備資金および運転資金、ならびに事業の承継・集約を契機として必要となる設備資金および運転資金 ・「ご利用いただける方」の3に当てはまる方が、事業承継を行うために必要な設備資金および運転資金であって、経営承継円滑化法施行規則第15条第1項および第2項に規定されている資金 ・「ご利用いただける方」の4に当てはまる方が、取引金融機関との取引状況の変化に伴い必要な運転資金 ・「ご利用いただける方」の5に当てはまる方が、事業承継・集約を契機に、新たに第二創業または新たな取組みを図るうえで必要な設備資金および運転資金	7，200万円（運転資金4，800万円）	基準利率 特利A 特利B 特利D 特利Q	20年以内（運転資金は7年以内。ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内）	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	ソーシャルビジネス支援資金	1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、次の（1）または（2）に該当する方 （1）保育サービス事業、介護サービス事業等（注1）を営む方 （2）社会的課題の解決を目的とする事業（注2）を営む方 （注1）日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。 （注2）日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。	事業を行うために必要な設備資金および運転資金	7，200万円（運転資金4，800万円）	基準利率 特利A 特利B	20年以内（運転資金は7年以内）	2年以内	

特別貸付（令和5年4月1日現在）

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率（年）	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
企業再生貸付	企業再建資金	1　企業再建関連 次のいずれかの機関の関与の下で事業の再建を図る方 （1）株式会社整理回収機構 （2）中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます。） （3）株式会社地域経済活性化支援機構 （4）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター （5）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 （6）独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合 （7）中小企業の事業再生等に関するガイドラインに規定する第三者支援専門家 2　民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 3　認定支援機関関連 　次のいずれかに該当する方 （1）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 （2）過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 4　条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方	企業の再建を図るうえで必要となる設備資金および運転資金	別枠7，200万円 （運転資金4，800万円）	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 （運転資金15年以内（一定の要件を満たす場合は20年以内））	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(3)　商工組合中央金庫

松 江 支 店　松江市殿町　　℡0852－23－3131
浜田営業所　浜田市竹迫町　℡0855－23－3033

融資の種類		融資対象者	使　途	融資条件			備　考	申込先
				融資限度	融資期間・償還方法	保証人・担保		
組合貸	共同事業資金	商工中金の株式を保有している中小企業団体（備考欄参照）とその構成員。 また、中小企業を主要な構成メンバーとする共同出資会社、中小企業団体とその構成員の海外現地法人、中小企業団体とその構成員の事業を承継されようとする方などのご相談にも応じています。 なお、これから中小企業団体を設立される方、現時点で中小企業団体の構成員になっていない方のご相談にも応じています。 ※ご融資の時点で、中小企業団体の構成員等になっていただく必要があります。	設備資金 運転資金	商工中金が必要と認める額	◎融資期間 原則として ・設備資金 15年以内 据置期間 ２年以内 ・運転資金 10年以内 据置期間 ２年以内 ◎償還方法 分割返済 期限一時返済	必要に応じて提供していただきます。	◎商工中金株主団体 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合 火災共済協同組合・信用協同組合 協同組合連合会・企業組合 協業組合・商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同連合会 生活衛生同業小組合 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合 輸入組合 市街地再開発組合	1　直接貸付 商工中金 松江支店 浜田営業所 2　代理貸付 島根中央信用金庫 島根益田信用組合 各本支店
	転貸資金							
構成員貸								

４．島根県信用保証協会の信用補完の制度

島根県信用保証協会

本　　店	松江市殿町	TEL0852－22－2837
出雲支店	出雲市大津新崎町	TEL0853－21－4998
浜田支店	浜田市殿町	TEL0855－22－0833
益田支店	益田市あけぼの本町	TEL0856－22－4567

⑴　信用保証のあらまし

１．信用保証協会の業務

中小企業者の金融機関からの借入を円滑にするため、その債務を保証する業務をおこないます。

２．資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限ります。

住居の建築資金、金融機関の旧債権の回収にあてる資金の借入等の保証はできません。

３．中小企業者の資格

①　法人で、島根県内に本店または事業所を有する方及び個人で、住居または事業所のいずれかが島根県内にある方。

事業所は、支店、営業所、工場等の名称を問わず、現実にそこにおいて営業活動が行われており、当該事業経営に必要な資金であれば対象とします。また、住居とは単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住していることが必要です。

注）制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

②　特定業種に属する事業を行っていること。

注）ⅰ　許可、免許、登録等を要する業種は、その許可、登録を受けていることが必要です。

ⅱ　現に他の信用保証協会で保証を受けている中小企業者については、あらかじめご相談ください。

ⅲ　制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

４．中小企業者の範囲（資本金と従業員）

業種		資本金	従業員
製造業等（建設業・運送業・旅行業含む）		３億円以下	300 人以下
政令特例業種	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円以下	900 人以下
卸売業		１億円以下	100 人以下
サービス業		５千万円以下	100 人以下
政令特例業種	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	300 人以下
政令特例業種	旅館業	５千万円以下	200 人以下
小売業		５千万円以下	50 人以下
医業を主たる事業とする法人		―	300 人以下

注）・資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していれば結構です。

・個人及びＮＰＯ法人については、従業員の条件に該当していれば結構です。なお、ＮＰＯ法人の場合は、政令特例業種の規模要件は適用されません。

・家族従業員、臨時の使用人（実質上常用的な者を除く）、会社の役員は従業員には含みません。ＮＰＯ法人の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含みません。

・組合の場合は、構成員の２／３以上が上記に該当すれば結構です。

・建設業には、測量業、地質調査業及び水路測量業も含まれます。

５．信用保証料

基本料率は、保証金額に対して年 0.45～2.20％です。ただし、地方公共団体の制度融資は軽減されております。

主な信用保証制度一覧表

（令和5年4月1日現在）

制度名			貸付限度額	保証期間	貸付利率 ①責任共有対象 ②責任共有対象外	信用保証料率
				年	年 %	年 %
普通保証			2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	20		0.45～2.20
長期経営資金保証			2,000万円～2億円	運転5～15 設備5～20		0.45～2.20
企業フォローアップ（企業再生）保証			1億円	20	金融機関所定	0.45～2.20
小口零細企業保証（グロース）			2,000万円	10		0.50～2.20
小口保証制度【かなえ】			手貸・証貸1,000万円 当貸300万円	手貸・証貸7、 当貸2（更新可能）	①1.80 ②1.60	手貸・証貸 0.45～1.55、 当貸 0.39～1.55
市町村提携創業保証「創」			500万円	10	1.55	0.91
アドバンス３０００保証			3,000万円	1		0.45～1.35
特定社債保証			5億6,000万円	7		0.45～1.90
財務要件型無保証人保証あんしん			2億8,000万円	設備10、運転7、 当貸2（更新可能）		0.39～1.62
当座貸越根保証			2億8,000万円	2（更新可能）		0.39～1.15
事業者カードローン根保証			2,000万円	2（更新可能）		0.39～1.62
ビジネスカードローン当座貸越根保証ほっと300			300万円	2（更新可能）		0.39～1.62
無担保・無保証人当座貸越根保証プレミア			2億円	2（更新可能）		0.39～0.85
無担保当座貸越根保証リード５０００			5,000万円	2（更新可能）	金融機関所定	0.39～1.15
事業承継特別保証			2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	10		0.20～1.90
流動資産担保融資保証			2億5,000万円	1（更新可能）		0.68
予約保証			2,000万円	5		0.60～1.90
伴走支援型特別保証制度			1億円	10		SN4号・5号 0.85、 一般 0.45～2.20
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）			2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	15		0.45～0.91
事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）			2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	15		0.80～1.00
東日本大震災復興緊急保証			2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	10		0.50～0.80
スタートアップ創出促進保証			3,500万円	10		0.70～1.11
島根県中小企業融資	一般融資	小規模企業特別資金（全国小口）	2,000万円	10	②1.20	0.20～1.20
		小規模企業育成資金	2,000万円	10	①1.35 ②1.20	0.20～1.20
		一般資金	設備8,000万円 運転5,000万円 借換8,000万円	設備12、運転7、 借換10	①1.45 ②1.30	0.40～1.70
	特別融資	創業者支援資金	設備5,000万円 運転3,000万円	設備12、運転10	①1.25 ②1.10	0.20～1.50
		再生支援資金	5,000万円	10	①2.25 ②2.10	0.20～1.50
		新事業展開強化資金	設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転10	①1.35 ②1.20	0.40～1.70
		経営改善長期借換資金	2億8,000万円	15	①1.55 ②1.40	0.40～1.70
		収益力改善伴走支援型特別資金	1億円	10	①1.40 ②1.25	SN4号・5号 0.85、 一般 0.45～2.20
		経営改善サポート資金	2億8,000万円	15	①1.65 ②1.50	0.80～1.00
	緊急融資	セーフティネット資金（一般枠）	8,000万円	8	①1.35 ②1.20	0.40～1.70
		セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）	8,000万円	12	①1.25 ②1.10	0.40～0.71
		災害復旧資金	設備5,000万円 運転3,000万円	12	①1.35 ②1.20	0.40～1.70
		災害対策特別資金	その都度知事が定める			
		経済変動等資金	その都度知事が定める			

注1）財務情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に料率区分①～⑨の範囲で料率を判定し、これに定性情報を加味して料率を決定します。なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、料率区分⑤の保証料率に定性要因を加味して料率を決定します。
①個人その他の法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る）に係る連帯債務を負担する事業者

注2）小口零細企業保証（グロース）、小規模企業特別資金（全国小口）を利用する事業者は、既保証付の融資残高（根保証・当座貸越等は極度額）と新規申込額との合計が2,000万円以下となること。

注3）市町村提携創業保証「創」における借入時の保証料は、対象市町村及び保証協会の負担により事業者負担ゼロとなります。

注4）会計参与設置会社に対する割引（▲0.10%）、担保提供を頂いた場合の有担保割引（▲0.10%）が適用される場合があります。

注5）「伴走支援型特別保証制度」、「収益力改善伴走支援型特別資金」、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」、「経営改善サポート資金」において経営者保証免除対応を適用する場合は、保証料率が0.20%の上乗せとなります。ただし、「伴走支援型特別保証制度（セーフティネット4号又は5号の認定を受けたもの）」、「収益力改善伴走支援型特別資金（セーフティネット4号又は5号の認定を受けたもの）」、「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」、「経営改善サポート資金」において借入時の保証料率は国補助後、一律0.20%となります。また、「伴走支援型特別保証制度（一般保証）」、「収益力改善伴走支援型特別資金（一般保証）」は、借入時の保証料率は国補助後、0.20～1.15%となります。

注6）「セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」における借入時の保証料率は県補助及び保証協会の負担により責任共有0.30%、責任共有外0.40%となります。

きょうかい専門家派遣事業「結（ゆい）」のご案内

事業運営上抱える種々の経営課題（経営、技術、人材、情報、会計等）に対して専門的な知識を有する専門家を派遣し、経営計画策定支援や経営課題解決に向けたお手伝いをさせていただく事業です。

【事業の内容】

①当協会のご利用がある中小企業者が対象となります。また、県内に事業所もしくは住所を有し、保証対象業種を営んでいる中小企業者の方、これから新たに事業を始められる方で、当協会のご利用が見込まれる方もご利用いただけます。

②専門家がお客様の事業所まで直接出向き、協会職員も一緒になって経営課題解決に向けた活動に取り組みます。

③専門家への相談料・診断料は無料です。

※派遣回数等の詳細についてはお問い合わせください。

【例えばこんな時･･･】

○人気の出るメニューを一緒に考えてほしい
○効果的なＨＰを作りたい
○従業員の接遇を強化したい
○経営改善計画をつくりたい

【こんな専門家がいます！】

○公認会計士
○中小企業診断士
○装飾展示技能士
○接客指導者
○ＩＴコーディネーター　他

女性経営者のための経営相談窓口「チーム・エスポワール」のご案内

女性ならではの観点と感性を活かし、様々なアイデアやノウハウの提供、「女性経営者の交流の場」の開催を行なっています。
女性相談員は県内全ての営業所(本店、出雲支店、浜田支店、益田支店）に配置していますので、お気軽にご相談ください。

「何でも相談ホットライン」のご案内

当協会では、中小企業の方々の様々な経営に関する相談に応じる「何でも相談ホットライン」を開設しています。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

【例えばこんな時…】
○金融機関からの借入方法を含めて資金繰りについて相談したい。
○新規出店を計画しているが、書類の書き方を教えて欲しい。
○専門家の指導を受けたいので紹介して欲しい。

■何でも相談ホットライン■ 0120－40－5471（電話･FAX 共通）

ホームページのご案内

当協会では、ホームページを開設しています。
制度の創設・変更、お知らせ事項など最新情報も随時更新していますので、ぜひご活用ください。

ホームページ URL　　https://www.shimane-cgc.or.jp/

私たちの支援事例をホームページにアップしています！

実際の経営者の方にご出演いただいた５分間の
ショートムービーをインターネットでご覧いただけます！
https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp

経営支援動画は
コチラ！

ホショキョ　検索